第　２　回　臨　時　会　会　議　録　目　次

第１号（５月２０日）（火曜日）

開　　会 ………………………………………………………………………………… 5

開　　議 ………………………………………………………………………………… 5

日程第１　会議録署名議員の指名 …………………………………………………… 5

日程第２　会期の決定 ………………………………………………………………… 5

日程第３　承認第１号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて ………………………………………………………………………………… 5

日程第４　承認第２号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて …………………………………………………………………… 5

日程第５　承認第３号専決処分（平成２５年度日置市一般会計補正予算（第１０号））につき承認を求めることについて ………………………………………………………… 5

宮路市長報告 ………………………………………………………………………… 5

福元総務企画部長 …………………………………………………………………… 6

池満　渉君 …………………………………………………………………………… 7

脇税務課長補佐 ……………………………………………………………………… 7

池満　渉君 …………………………………………………………………………… 7

宮路市長 ……………………………………………………………………………… 8

日程第６　議案第３２号湯之元第一地区土地区画整理事業（交付金）湯之元橋上部工工事請負契約の締結について ……………………………………………………………… 8

宮路市長提案理由説明 ……………………………………………………………… 9

瀬川産業建設部長 …………………………………………………………………… 9

閉　　会 ………………………………………………………………………………… １０

平成２６年第２回（５月）日置市議会臨時会

１．会期日程

月　　日	曜	会　　議　　別	摘　　　　　　要
５月２０日	火	本　　会　　議	開　会

２．付議事件

議案番号	事　　　　件　　　　名
承認第　１号	専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて
承認第　２号	専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
承認第　３号	専決処分（平成２５年度日置市一般会計補正予算（第１０号））につき承認を求めることについて
議案第３２号	湯之元第一地区土地区画整理事業（交付金）湯之元橋上部工工事請負契約の締結について

第　１　号　（　５　月　２０　日）

議事日程（第１号）

日　程	事　　　件　　　名
日程第　１	会議録署名議員の指名
日程第　２	会期の決定
日程第　３	承認第　１号　専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第　４	承認第　２号　専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて
日程第　５	承認第　３号　専決処分（平成２５年度日置市一般会計補正予算（第１０号））につき承認を求めることについて
日程第　６	議案第３２号　湯之元第一地区土地区画整理事業（交付金）湯之元橋上部工工事請負契約の締結について

本会議（５月２０日）（火曜）

出席議員　　２２名

１番	中村尉司君	２番	畠中弘紀君
３番	留盛浩一郎君	４番	橋口正人君
５番	黒田澄子さん	６番	下御領昭博君
７番	山口初美さん	８番	出水賢太郎君
９番	上園哲生君	１０番	門松慶一君
１１番	坂口洋之君	１２番	花木千鶴さん
１３番	並松安文君	１４番	大園貴文君
１５番	漆島政人君	１６番	中島昭君
１７番	田畑純二君	１８番	池満渉君
１９番	長野瑳や子さん	２０番	松尾公裕君
２１番	成田浩君	２２番	宇田栄君

欠席議員　　０名

事務局職員出席者

事務局長	上園博文君	次長兼議事調査係長	松元基浩君
議事調査係	下野裕輝君		

地方自治法第１２１条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
総務企画部長	福元悟君	市民福祉部長	吉丸三郎君
産業建設部長	瀬川利英君	総務課長	野崎博志君
財政管財課長	鉾之原政実君	税務課長補佐	脇博文君
市民生活課長	有村芳文君	建設課長	桃北清次君

午前10時00分開会

△開　　会

○議長（宇田　栄君）

ただいまから平成２６年第２回日置市議会臨時会を開会します。

△開　　議

○議長（宇田　栄君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（宇田　栄君）

日程第１、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定によって、並松安文君、大園貴文君を指名します。

△日程第２　会期の決定

○議長（宇田　栄君）

日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田　栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日限りと決定いたしました。

△日程第３　承認第１号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについて

△日程第４　承認第２号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについて

△日程第５　承認第３号専決処分（平成２５年度日置市一般会計補正予算（第１０号））につき承認を求めることについて

○議長（宇田　栄君）

日程第３、承認第１号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについてから日程第５、承認第３号専決処分（平成２５年度日置市一般会計補正予算（第１０号））につき承認を求めることについてまでの３件を一括議題とします。

本件について、市長の報告を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

承認第１号は専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法の一部を改正する法律の一部が、平成２６年４月１日施行されることに伴い、緊急を要したため日置市税条例等の一部を改正したものであります。

次に、承認第２号は専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについてであります。

地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成２６年３月３１日に公布されたことに伴い、緊急を要したため日置市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

以上２件の内容につきましては、総務企画部長に説明をさせます。

次に、承認第３号は専決処分（平成２５年度日置市一般会計補正予算（第１０号））につき承認を求めることについてであります。

平成２５年度一般会計歳入歳出予算の市税、地方交付税、県支出金、寄附金、繰入金及び市債の確定及び土木費の執行について緊急を要したため予算措置したものであります。また、土木費の公営住宅建設事業費の繰越明許費に変更がありましたので、補正を行いました。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５４万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２６２億４，４１０万８，０００円とするものであります。

歳入では、市税で市民税、法人税の見込みにより３８万８，０００円増額計上いたしました。

地方交付税では、特別交付税の交付決定により３億４，５９６万円を増額計上いたしました。

県支出金では、衛生費県補助金の海岸漂着物地域対策推進事業費県補助金の増額、民生費県委託金の社会福祉統計調査県交付金の増額により１２２万４，０００円を増額計上いたしました。

寄附金では、伊集院駅周辺整備事業寄附金の増額により５４万８，０００円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整繰入金、施設整備基金繰入金で、歳入歳出予算の調整による減額により３億４，１４７万２，０００円を減額計上いたしました。

市債では、総務債で自治会育成交付金確定による増額、土木債で市道整備事業費確定による減額、消防債で伊集院方面団北分団車庫建設工事費確定による減額、災害復旧費で現年度補助農地農業用施設災害復旧事業費確定による減額により６１０万円を減額計上いたしました。

歳出では、土木費の都市計画費で伊集院駅周辺事業寄附金積立金費の増額により５４万８，０００円を増額計上いたしました。

以上、３件についてご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（福元　悟君）

それでは、まず承認第１号について、別紙により補足説明を申し上げます。お開きいただきたいと思います。

第１条のくくりの中で、まず附則第６条、それから第６条の２、第６条の３の削除は、単に課税標準の計算の細目を定めるものであるため、地方税法、附則において規定され、条文の簡素化を図るために条例には規定しないことによる削除でございます。

次の附則第８条の改正は、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を平成２７年度を平成３０年度に改めるものでございます。

それから、附則の第１０条の２の改正は償却資産に係る課税標準の特例措置に創設に伴う項の新設と項番号の整理など、条項ずれが生じたことによる変更でございます。

第１項の新設は、汚水または廃液処理施設の課税標準の割合を３分の１とするものです。第２項の新設は大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設の課税標準の割合を２分の１とするものです。第３項の新設は、土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設の課税標準の割合を２分の１とするものです。第７項の新設は、浸水防止用設備に係る課税標準の割合を３分の２とするものです。それから、第８項の新設はノンフロン製品に係る課税標準の割合を４分の３とするものであります。

次に、附則第１０条の３の改正でございます。耐震改修が行われた一定の既存建物に係る税額の軽減措置の創設ということで第９項を新設し、内容につきましては手続等について規定したものでございます。

それから附則、ページが変わりますが、附則第１７条の２の改正は有料住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を平成２６年度までを平成２９年度までに改正し、３年間延長するものでございます。

次に、附則第２１条と附則第２１条の２の改正は、法律改正にあわせての改正で、規定内容の明確化と項の整理を行うものであります。

次に、第２条のくくりの関係ですが、日置市税条例の一部を改正する条例、平成２５年日置市条例第２０号の一部改正でございます。同様に、法律改正にあわせての改正で項の整理と規定を追加するものです。

次に、附則についてですが、第１条にこの条例は平成２６年４月１日から施行し、施行期日を規定してございます。第２条に市民税に関する経過措置として、それから第３条では固定資産税に関する経過措置を規定してございます。

次に、承認第２号について別紙により説明をさせていただきます。

国民健康保険税条例の一部改正の内容としましては、条例第２条の改正では後期高齢者支援金分の課税限度額を１４万円から１６万円へ、介護納付金分の課税限度額を１２万円から１４万円へ引き上げるものでございます。１８条の改正は、条項のずれによる条文整備でございます。

次に、第２３条の改正は後期高齢者支援金分と介護保険分の課税限度額の引き上げによる改正と、同条第２号で当該納税義務者を除くを削ることにより、５割軽減の基準について２４万５,０００円を乗ずる被保険者数に世帯主を含めるものでございます。第３号では、軽減措置に係る２割軽減判定所得の算定方法の加算金額を３５万円から４５万円に引き上げるものでございます。

附則としまして、この条例は平成２６年４月１日から施行するものでございます。

それから、第２項では適用区分の関係で規定してございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田　栄君）

これから、３件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○１８番（池満　渉君）

承認第３号について、１点だけ質疑をいたします。ほぼ平成２５年度の決算額がそろってくるわけでありますが、５月いっぱいの整備期間を経て、それぞれ反省やらいろんなこともあるでしょう。また、議会での決算委員会などでのいろんなこともあるんでしょうが、この歳入の中でほぼ確定ですけれども、個人と法人の市民税ですね、国庫収入ですが、補正の中でいわゆる個人については３,６００万円ほどふえたと。ふえたといいますか、予算よりも。法人については、大体同額くらいの３,５００万円ほどが減ったというような感じでありますが、この個人、法人の増あるいは減の要因といいますか、そこ辺にどのような背景があったのかということをご説明をいただきたいと思います。

○税務課長補佐（脇　博文君）

個人住民税の３,６００万円の増額の主なものにつきましては、平成２５年度当初予算の編成時におきまして、対前年比９８％で予算計上しておりましたので、今回の確定により増額となりましたので、専決補正で措置をさせていただきました。

なお、法人税につきましては製造業で約２,０００万円の減、それからサービス業で約８００万円の減、それから病院等の医療業で約３００万円の減が見込まれるため、今回の減額補正となりました。

○１８番（池満　渉君）

わかりました。平成２４年度の実績をもとにということでありますが、１年翌年ということ、結局２４年からすると２５年翌年になるわけですけれども、ここら辺の増減についてぜひどのような要因があってこのような変動があったのかということを、しっかり今後されるんでしょうが、分析をしていただきたいと。

そして、そのことを為替相場の問題あるいは本市の政策、あるいは本市の努力だけではなし得ない社会の変動は当然ございます。し

かしながら、もしかしたら日置市独自のやり方で幾らかふやせるかもしれないし、あるいは減る分を軽減できるかもしれない、今後ですね。そういったことをどのような形で、これからこの数字を関係各課、あるいは庁議、部課長会などもあるでしょうが、生かしていかれるのか、この結果について今後どのような検討をされるのか、そういったことをお伺いをしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、特に製造業等につきまして大変こういう国際的な中で、私どものこの地域におきます法人税も減ってきております。私ども、用地交流ということで約二十四、五の団体といろいろと交流を重ねておりますので、また企業の皆様方のご意見を十分拝聴しながら、今回のことも分析しながら、また庁議等でも十分論議をしていきたいと思っております。

○議長（宇田　栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田　栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。日程第３、承認第１号から日程第５、承認第３号までの３件は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田　栄君）

異議なしと認めます。したがって、日程第３、承認第１号から日程第５、承認第３号までの３件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第１号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田　栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第１号を採決します。

お諮りします。本件は決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田　栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第１号専決処分（日置市税条例等の一部改正）につき承認を求めることについては可決されました。

これから、承認第２号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田　栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第２号を採決します。

お諮りします。本件は決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田　栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第２号専決処分（日置市国民健康保険税条例の一部改正）につき承認を求めることについては可決されました。

これから、承認第３号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田　栄君）

討論なしと認めます。

これから承認第３号採決します。

お諮りします。本件は決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田　栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第３号専決処分（平成２５年度日置市一般会計補正予算（第１０号））につき承認を求めることについては可決されました。

△日程第６　議案第３２号湯之元第一地

区土地区画整理事業（交付
金）湯之元橋上部工工事請
負契約の締結について

〇議長（宇田　栄君）

日程第６、議案第３２号湯之元第一地区土地区画整理事業（交付金）湯之元橋上部工工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

〇市長（宮路高光君）

議案第３２号は湯之元第一地区土地区画整理事業（交付金）湯之元橋上部工工事請負契約の締結についてであります。

湯之元第一地区土地区画整理事業（交付金）湯之元橋上部工工事を施行するため、工事請負仮契約を締結したので、地方自治法第９６条第１項第５号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

〇産業建設部長（瀬川利英君）

議案第３２号は、湯之元第一地区土地区画整理事業（交付金）湯之元橋上部工工事の請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

議案第３２号は、湯之元第一地区土地区画整理事業において、湯之元橋上部工工事請負契約を締結するものです。工事の目的は、湯之元第一地区土地区画整理事業により居住環境や公園、道路網など利便性と安全性が確保された市街地整備を図るため、橋梁整備を行うものです。入札の方法は、公募型指名競争入札であります。

次のページに工事請負契約を添付してございます。

工事名が、湯之元第一地区土地区画整理事業（交付金）湯之元橋上部工工事で、工事場所は日置市東市来町湯田地内、工期は議決後平成２７年３月１７日までを予定しております。請負代金額は１億５，３６７万３，２００円で、うち消費税及び地方消費税の額は１，１３８万３，２００円、契約保証金は保険会社と履行保証契約を締結するため免除となっております。解体工事に要する費用等は別紙のとおりとなっていますが、該当はございません。契約の相手方は福岡県福岡市博多区綱場町２番２号、株式会社日本ピーエス福岡支店、執行役員支店長田中和幸でございます。

この工事について、発注者と受注者はおのおのの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し審議に従って誠実にこれを履行するものとする。この契約の証として、本契約書２通を作成し、当事者が記名押印の上、各自１通保持する。

なお、契約書の第５１条でこの契約は仮契約とし、発注者が議会に議決を終えたとき本契約として効力を生ずるものとするとなっております。仮契約締結の日は平成２６年５月１３日です。

入札の結果につきましては、次のページをごらんください。

入札執行日は平成２６年５月７日で、予定価格は消費税を抜いた金額が１億５，８１０万円であります。落札金額は、先ほど申し上げました１億５，３６７万３，２００円です。入札の参加者につきましては、公募型指名競争入札実施要綱により全て市外業者です。今回の入札では、７社の応募があり、入札の結果、１社が最低制限価格未満で失格、残り６社が同額でくじにより株式会社日本ピーエス福岡支店が落札という結果になりました。なお、予定価格に対する落札率は９０％になります。

次のページが、落札業者の主な工事経歴でございます。

ここで、株式会社日本ピーエス福岡支店の会社概要についてご説明申し上げます。県知事認可は特定土木一式などの建設業です。資本金は、本社で１億５，０００万円、過去３年の平均完成工事高は福岡支店で１８億６，５００万円でございます。営業年数は福岡支店で５４年、社員数３４人でうち技術職員が３１人です。

次に、資料の図面につきましてご説明申し上げます。

湯之元第一地区土地区画整理事業（交付金）湯之元橋上部工工事の位置図になります。図面の左側が鹿児島本線ＪＲ湯之元駅で、図面の右側が国道３号、図面の中央が２級河川大里川で、図面の上段が上流側になります。仮設する湯之元橋を赤色で着色しております。

次のページが湯之元橋橋梁一般図の平面図になります。湯之元橋の橋長は３８．８０ｍ、幅員が１７．８ｍです。車道幅員は９ｍ、歩道は４ｍの両側歩道となります。

次のページが湯之元橋橋梁一般図で、上段が側面図で河川の下流から上流を見た断面になります。下段の左は上部工の断面図で、湯之元駅から国道のほうを見た断面になります。下段の右側は主桁断面図になります。橋の形式はホストテンション方式ＰＣ単純バルブＰ桁橋となります。

以上で、補足説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宇田　栄君）

これから、本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田　栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第３２号は会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田　栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第３２号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第３２号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田　栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第３２号を採決します。

お諮りします。本件は決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田　栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第３２号湯之元第一地区土地区画整理事業（交付金）湯之元橋上部工工事請負契約の締結については可決されました。

△閉　　会

○議長（宇田　栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで平成２６年第２回日置市議会臨時会を閉会します。

午前10時25分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定によってここに署名する。

日 置 市 議 会 議 長　　　宇 田　　 栄

日 置 市 議 会 議 員　　　並 松 安 文

日 置 市 議 会 議 員　　　大 園 貴 文